

中国残留孤児訴訟、支援策で合意をかちとる

中国残留日本人孤児鹿児島訴訟原告団長 鬼塚建一郎

かごしま孤児を支える会会長 小栗 実

「中国残留日本人孤児」は、2003年に全国いっせいに国の責任を問う国家賠償請求裁判をおこしました。鹿児島でも24人が原告となりました。裁判では、戦争直後の孤児たちの悲劇、文革での迫害を証言し、国の「棄民」政策をきびしく弾劾しました。

しかし、残念なことに、残留孤児訴訟でこれまで勝訴できたのは神戸地裁判決のみで、ほかの7地裁は、原告の主張に一定の理解を示した判決もありましたが、原告の請求を認めませんでした。

原告団・弁護団は裁判と並行して、支援策を具体的に改善していくための政府との交渉もこの間つづけてきました。原告・弁護団・支援者の奮闘による世論の変化によって政府も態度をかえ、安倍首相の指示により「支援策」の再検討がはじまりました。原告団・弁護団は、与党プロジェクトチームや政府・厚生労働省と何回も話し合いをもち、「残留邦人」に対する「新たな支援策」の大枠について7月10日に受け入れを決めました。

「新たな支援策」は、(1) 国民年金について、「孤児」たちは年金を支給されるのに十分な加入期間を満たしていないので、現在では特例で2万2千円しか支給されていないのですが、追納に必要な額を国が負担して満額（月額6万6千円）を支給する。(2) 年金を受給してもなお生活の安定が十分にはかれない「残留邦人」のこれまで置かれてきた「特別な事情」を考慮して「生活支援」として最高8万円までの生活給付金を法律によって創設する。老齢を迎えた「孤児」たちにとって一番気にかかる医療費、介護費用、住宅費用などは個々の世帯に応じて対応できる制度にする。(3) 金額的な支援面だけでなく「新たな支援策」運用にあたっては、残留邦人の「人としての尊厳」を配慮して、理解が深く中国語ができる支援・相談員をおくこと、可能な限り行政の介入を減らすことなどを約束するものです。強い希望だった養父母の墓参りで中国に行っても、その期間中、給付金が減らされることもなく、収入認定されることもない、と明記されました。

この内容は、原告団が裁判などを通して訴えてきた生活支援の主張の多くを実現した大きな成果だと思います。鹿児島の原告も基本的に受け入れを合意しました。つづけてきた裁判は和解か訴訟取り下げの方向になる見通しです。

ただ、残された課題もあります。1つは、国の責任とくに戦争中の「棄民政策」についての謝罪という問題です。人権を無視した国の非人間的・無慈悲な政策は大きな「恥」としてきびしく問われなくてはならなかったはずですが、裁判での大きな争点はこの点にかかわっていたのですが、公式には国はいまだに責任を認めてはいません。10日の原告団と安倍首相との会見では、首相が「筆舌に尽くしがたいご苦勞をされたと思います。」と発言しました。この点、不満は残っていますが、国の責任を事実上みとめる内容のコメントだと理解しています。この問題は、「残留邦人」を生み出す原因となった侵略戦争や当時の無責任な「国民保護」の実態をしっかりと検証・批判していく今後の課題につながっています。

もう1つ、この「新たな支援策」の実施にあたって、確実に施策が実行されて、「孤児」たちの生活がしっかりと確保されるように今後、県や市などと協議していかなくてはなりません。金銭的な支給額はたしかに増えるのですが、日本語が十分できないため、回りに理解してくれる人がいないと孤立感をもっている高齢者の「孤児」が多い現状にあって、社会の中に暖かく迎え入れていくという課題もなお残っています。それに取り組もうと、NPO組織を立ち上げる計画です。そのときはまた、みなさん力を貸してください。